

中国 日本及びEU産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置に係るパネル報告 (WT/DS454/R) (WT/DS460/R)

第1 経緯

- 2011年9月8日 日本及びEU産高性能ステンレス継目無鋼管（以下「被調査産品」という。）に対するAD調査の開始；
- 2012年5月9日 暫定措置の適用開始
- 2012年11月8日 ダumping及び損害の双方を認める最終決定
- 2012年11月9日 暫定措置の終了及びAD措置の課税開始
- 2012年12月20日 日本による協議要請 (DS454)
- 2013年1月15日 EUによる日本の協議への参加申出
- 2013年4月11日 日本によるパネル設置要請
- 2013年5月24日 DS454のパネル設置
- 2013年6月13日 EUによる協議要請(DS460)
- 2013年6月27日 日本によるEUの協議への参加申出
- 2013年8月16日 EUによるパネル設置申請
- 2013年8月30日 DS460のパネル設置
- 2015年2月13日 DS454及びDS460のパネル報告発出

第2 概要

本案件は、中国がADに関して提訴された6件目の案件であり、5件目のパネル報告である(DS407は協議段階で終了)。日本が中国のADについて提訴したものはこれが初めてである。本案件で判断された主な論点は、過去の案件と同様に、損害、因果関係、FA（その他マージン）、重要事実の開示及び公告である。基本的には過去の上級委報告又はパネル報告を踏襲したものとなっているが、その他マージンとして調査対象企業中一番高いマージンを適用することを認めたこと(ただしAD協定12条所定の公告でその理由を説明しなければならないとした)、並びに暫定措置が4か月を超えていることをAD協定違反と判断し

たこと等、新しい判断もなされている。

第3 論点

1. パネルの付託事項(terms of reference の範囲)
2. 販売費及び一般管理費 (SG&A) の計算の AD 協定第 2.2.1 条等への適合性
3. EU 産製品の国内販売製品と中国輸出製品の違いを考慮しなかったことの AD 協定第 2.4 条所定の公平な比較(fair comparison)の義務への整合性
4. 実地調査における新証拠提出の拒絶の AD 協定第 6.7 条との整合性及びその後の FA 適用の AD 協定第 6.8 条及び附属文書 II との整合性
5. 被調査製品の価格影響に対する MOFCOM の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条との整合性
6. ダumping 輸入の国内産業への影響に対する MOFCOM の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条との整合性
7. MOFCOM による因果関係の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条との整合性
8. FA によるその他レートの認定の整合性
9. 重要事実の開示の AD 協定第 6.9 条との整合性
10. 公告の AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条との整合性
11. 守秘義務の取扱いの AD 協定第 6.5 条との整合性
12. 暫定措置の期間の整合性
13. 付随的主張

第4 パネルの判断

1. パネルの付託事項(terms of reference の範囲)

(1) 論点

- ・ EU の AD 協定第 2.2 条及び第 2.2.2 条に関する主張は付託事項の範囲に含まれるのか？

(2) 協定解釈

- ・ 1つの条文が複数の義務を含む場合には、どの義務が提訴されているのか特定しなければ

ばならない。ただし、パネル要請の全体を考慮して判断されることになる。(パラ 7.47)

(3) 事実認定及び結論

・EU の主張のうち、AD 協定第 2.2 条違反の主張については、パネル設置要請を読んでも、同条所定のどの義務の違反が主張されているのか説明されていない。(パラ 7.48)

・AD 協定第 2.2.2 条違反の主張については、請求の基礎の簡潔な説明がなされており、DSU 第 6.2 条の要件を満たす。(パラ 7.51)

(4) 結論

・EU の主張のうち、AD 協定第 2.2 条違反の主張は付託事項の範囲外となる。(パラ 7.48)

・AD 協定第 2.2.2 条違反に関する主張は付託事項の範囲内である。(パラ 7.51)

2. 販売費及び一般管理費 (SG&A) の計算の AD 協定第 2.2.1 条等への適合性

(1) 論点

・EU の応訴企業の 1 社である SMST について、構成価額の計算において考慮対象から排除された生産コストに基づいて販売費及び一般管理費を計算することは AD 協定第 2.2.2 条等に整合するか?

(2) 協定解釈、事実認定及び結論

・構成価額の計算において考慮対象から排除された生産コストに係数を乗じて計算された販売費及び一般管理費を用いることは、AD 協定第 2.2.2 条に不整合である。

・AD 協定第 2.2.1 条及び第 2.2.1.1 条との整合性は、訴訟経済により判断しない。

3. EU 産製品の国内販売製品と中国輸出製品の違いを考慮しなかったことの AD 協定第 2.4 条所定の公平な比較(fair comparison)の義務への整合性

(1) 論点

EU 産製品の国内販売製品と中国輸出製品の違いを考慮しなかったことは、AD 協定第 2.4 条所定の公平な比較(fair comparison)の義務に整合するか?

(2) 協定解釈及び事実認定

・AD 協定第 2.4 条において、物理的特徴の差異を含む、価格の比較可能性に影響を与える差異には妥当な考慮 (due allowance) を払う義務がある。(パラ 7.77)

・ 妥当な考慮の方法としては、①共通の性質を有する製品群の取引価格との比較、又は②当該差異が価格の比較可能性に影響を与えている正常価額又は輸出価格を修正することができる。(パラ 7.78) (EC-Fasteners 案件上級委報告パラ 490 を引用)

・ 応訴企業である SMST は、EU 産製品の国内販売製品と中国輸出製品の違いに妥当な考慮を払うよう要請した。

・ パネル当事者は、紛争解決手続において、調査当局の決定の新しい根拠を提出することはできない(US-Tyres の上級委報告パラ 329 を引用)。SMST による要請が実質的ではなかった(substantiated)ので調査当局が拒絶という主張は、パネル段階で初めて出された主張であるので、受け入れられない。

(3) 結論

EU 産製品の国内販売製品と中国輸出製品の違いを考慮しなかったことは、AD 協定第 2.4 条所定の公平な比較(fair comparison)の義務に不整合である。

4. 実地調査における新証拠提出の拒絶の AD 協定第 6.7 条との整合性及びその後の FA 適用の AD 協定第 6.8 条及び附属文書 II との整合性

(1) 論点

実地調査において応訴企業による新証拠の提出を拒絶したことは、AD 協定第 6.7 条に整合するか?その後 FA を適用して事実認定したことについて AD 協定第 6.8 条及び附属文書 II に整合するか?

(2) 協定解釈及び事実認定

・ 付属書 I、パラ 7 において、実地調査の主な目的は、情報を検証(verify)することと定められている。従って、応訴企業が実地調査に提出した、検証対象情報に直接かつ明確な関連を有する情報の修正は、受理すべき。(パラ 7.99)

・ 実地調査において提出された情報の全てを受理する義務はない。しかし、中国の調査機関 (MOFCOM) が当該情報を受理しない合理的な理由がみあたらない。(パラ 7.100)

・ 修正前のデータをそのまま使ったのであり、FA によって事実認定したわけではない。従って、AD 協定第 6.8 条違反の問題が生じない。

(3) 結論

・ 実地調査において応訴企業による新証拠の提出を拒絶したことは、AD 協定第 6.7 条に不整合である。

・ AD 協定第 6.8 条には、不整合ではない。

5. 被調査製品の価格影響に対する MOFCOM の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条との整合性

5.1 損害認定における価格比較の際、特定のモデルの中国国内販売量と輸入量の著しい差異を考慮しないことの、AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条との整合性

(1) 論点

損害認定における価格影響の考慮の際、特定のモデルの中国国内販売量と輸入量の著しい差異を考慮しないことは、AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条に整合するか？

(2) 協定解釈及び事実認定

・ AD 協定第 3.2 条所定の価格影響の考慮において、当局に裁量はあるが、それは無限定ではない。(パラ 7.113)

・ AD 協定第 3.1 条において、実証的な証拠(positive evidence)及び客観的な審査 (objective examination) が要求される。(パラ 7.113)

・ 量の著しい違いは、比較可能性に影響を与える可能性が高い。(パラ 7.113)

(3) 結論

・ 量の著しい違いを考慮しなかった MOFCOM は、AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条に不整合である。

5.2 AD 協定第 3.2 条所定の価格の下回り (price undercutting) の検討において、輸入製品が国内製品に対して価格引き下げ効果 (price undercutting effect) を有するか否かを検討する必要性

(1) 論点

AD 協定第 3.2 条所定の価格の下回りの検討において、輸入製品が国内製品に対して価格引き下げ効果を有するか否かの検討も必要であるのか？

(2) 協定解釈及び事実認定

・ AD 協定第 3.2 条の価格の下回りの検討は、同条所定の価格の押下げ(price depression)及び上昇の妨げ(price suppression)とは異なる。後者では、"影響 (effect) "の文言が検討対象として含まれているが、前者では含まれていない。従って、後者の場合には、輸入製品に

よる影響(effect)が検討対象に含まれるが、前者の場合には含まれない。(パラ 7.124-7.129)

(3) 結論

AD 協定第 3.2 条所定の価格の下回りの検討において、輸入産品が国内産品に対して価格引き下げ効果を有するか否かの検討をしなくても、AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条に不整合ではない。(パラ 7.130)

5.3 MOFCOM が一部のモデル (Grade B, C) における価格の下回りを中国国内製品全体の認定に拡大したことの整合性

(1) 論点

MOFCOM が一部のモデル (Grade B, C) における価格の下回りを中国国内製品全体の認定に拡大したことは AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条に整合するか?

(2) 協定解釈及び事実認定

・MOFCOM は、Grade B 及び C の輸入価格と、同じ Grade B 及び C の国内価格と比較しており、輸入量の少ない Grade A は比較対象に含まれていない。(パラ 7.137)

・価格の下回りの検討は、輸入されるモデルに対応する国内モデルとの間で行えば足り、国内産品全体に対して行う必要はない。(パラ 7.139)

(3) 結論

MOFCOM が一部のモデル (Grade B, C) における価格の下回りのみ検討したことについて、AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条に不整合ではない。(パラ 7.143)

6. ダumping 輸入の国内産業にへの影響に対する MOFCOM の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条との整合性

6.1 ダumping 輸入の影響のセグメント分析の必要性

(1) 論点

ダumping 輸入の影響に関して、モデル毎にセグメント分析を行う必要はあるのか?

(2) 協定解釈及び事実認定

・AD 協定第 3.4 条は、ダumping 輸入の「国内産業」への影響の分析を要求しており、特定のモデルの生産者に対する影響の分析を要求するものではない。(パラ 7.153)

(3) 結論

・ダンピング輸入の影響に関して、モデル毎にセグメント分析を行う必要はない。(パラ 7.153)

6.2 ダンピングマージンの大きさに対する MOFCOM の評価の整合性

(1) 論点

MOFCOM は適切にダンピングマージンの大きさを評価したのか？

(2) 協定解釈及び事実認定

・ダンピングマージンへの言及のみでは評価とは言えない。(パラ 7.160)

・MOFCOM は最終決定においてダンピングの大きさについて数か所言及しているのみである。(パラ 7.160)

(3) 結論

MOFCOM はダンピングマージンの大きさを評価しておらず、AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条に不整合である。

6.3 損害の積極要因と消極要因の MOFCOM による比較の整合性

(1) 論点

MOFCOM は、損害の積極要因と消極要因を AD 協定第 3.4 条に従って比較したか？

(2) 協定解釈及び事実認定

・短い記載であるが、MOFCOM は最終決定において損害の積極要因と消極要因を比較している。(パラ 7.166 及び 7.167)

・EU 及び日本は、どの要因の比較が不足しているのか立証していない。(パラ 7.168)

(3) 結論

MOFCOM による損害の積極要因と消極要因の比較は、AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条に不整合ではない。(パラ 7.170)

7. MOFCOM による因果関係の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条との整合性

7.1 MOFCOM が市場シェアに基づいて因果関係を分析することは AD 協定第 3.5 条に整合するか? (パラ 7.173)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・市場シェアを考慮することは妨げられない。(パラ 7.180)
- ・しかし、本件では、市場シェアのみで、被調査製品の輸入が国内産品に対して比較的大きな影響を与えたと認定する十分な根拠足り得ない。(パラ 7.181)
- ・MOFCOM は、Grade B 及び C の価格下回りが Grade A の国内価格に影響を与えるのか、モデル間の価格影響 (cross-grade price effect) を分析していない。(パラ 7.182)

(2) 結論

- ・MOFCOM の因果関係の認定は不十分であり、AD 協定第 3.5 条に不整合である。(パラ 7.188)

7.2 価格影響の検討が AD 協定第 3.2 条に不整合であることにより、結果として、因果関係について AD 協定第 3.5 条にも不整合となるのか? (パラ 7.173)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・EU 及び日本は、3.5 条独自の主張を特定していない。(パラ 7.192)

(2) 結論

- ・この点について独立の主張が存在しない。(パラ 7.192)

7.3 見かけ消費量の減少及び国内生産能力の増加に関する、MOFCOM による非帰責分析 (non-attribution analysis) の整合性 (パラ 7.173)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・MOFCOM は、上記のとおり、Grade B 及び C 中心の輸入価格が Grade A 中心の国内価格に影響を与えるのか、モデル間の価格影響を分析していない。(パラ 7.202)
- ・MOFCOM が、Grade B 及び C の国内価格が Grade A の国内価格と同様に下落しているという事実をもって、見かけ消費量の減少を非帰責要因に該当しないと判断したのは根拠がない。(パラ 7.203)

(2) 結論

MOFCOMによる非帰責分析は、AD協定第3.1条及び第3.5条に不整合である。

8. FAによるその他レートの認定の整合性

8.1 個別マージンのうち最も高いマージンをその他レートとして適用することの、AD協定第6.8条との整合性(パラ7.206)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・本件において、その他の被調査企業は必要な情報を提供しなかったといえる。(7.213)
- ・本件では、質問状はWEBサイトで入手可能であり、WEBサイトのアドレスは、知れたる各輸出者、生産者に送付される立件通知に記載されている。従って、China Goes 案件等の先例とは事実関係が異なり、その他の被調査企業も要求される必要情報の通知を受けていたといえる。(パラ7.217及び7.128)

(2) 結論

- ・AD協定第6.8条及び付属文書IIに不整合ではない、

8.2 AD協定に整合しない方法で計算された個別マージンをその他レートとして適用することの、AD協定第6.8条との整合性(パラ7.221)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・個別マージンの計算がAD協定不整合であるので、それが適用されるその他のマージンも汚染されることになる。(パラ7.222)

(2) 結論

AD協定第6.8条に不整合である。付属文書II.7については第6.8条違反を既に認定しているので判断の必要はない、(パラ7.222)

9. 重要事実の開示のAD協定第6.9条との整合性

9.1 ダンピングマージンに関する開示

9.1.1 ダンピングマージン認定の基礎となるデータの開示の要否(パラ7.234)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・ダンピング認定の基礎となる主要なデータは重要事実該当する。(パラ7.235) (China

X-Ray パネル報告パラ 7.402 を引用)

・データを文章的に記述することは、直ちに不十分な開示とはいえない。既に応訴企業が知っている事実について、全ての重要事実を開示することは必要ではない。スプレッドシートの形式でデータを開示する必要はない。(パラ 7.235)

・EU 及び日本は、MOFCOM の文章的な記述がどの点において不十分であるかを特定していない。(パラ 7.236)

(2) 結論

AD 協定第 6.9 条に不整合ではない。(パラ 7.236)

9.1.2 ダンピングマージンの計算方法の開示の要否 (パラ 7.237)

(1) 協定解釈及び事実認定

・AD 協定第 6.9 条の重要事実の開示の目的は、当事者に防御を可能ならしめることにある。(パラ 7.237)

・方法 (methodology) も防御のために開示が必要である。(パラ 7.237 及び 7.238) (China Broiler 案件のパネル報告パラ 7.91 を引用)

(2) 結論

方法を開示しなかったのは AD 協定第 6.9 条に不整合である。(パラ 7.239)

9.2 損害認定に関する開示

9.2.1 輸入価格データ

(1) 協定解釈及び事実認定

・輸入価格データも重要事実に含まれる。(パラ 7.241)

・守秘義務は全体非開示を正当化しない。公開版の概要が必要。(パラ 7.242)

(2) 結論

輸入価格を開示しなかったのは AD 協定第 6.9 条に不整合である。(パラ 7.243)

9.2.2 国内価格

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・国内価格データも重要事実に含まれる。(パラ 7.244)

(2) 結論

国内価格を開示しなかったのは AD 協定第 6.9 条に不整合である。(パラ 7.247)

9.2.3 価格比較

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・価格比較も重要事実に含まれる。(パラ 7.249)

(2) 結論

価格比較(一部の情報を除く)を開示しなかったのは AD 協定第 6.9 条に不整合である。(パラ 7.253)

9.3 その他レートに関する開示

(1) 協定解釈及び事実認定

・「最も高い個別マーヅンをその他マーヅンとして適用した」という説明のみで重要事実の開示として十分である。(パラ 7.258)

・理由は事実ではない。従って、なぜ最も高い個別マーヅンをその他マーヅンとして適用したのかという理由を重要事実として開示する必要はない。(パラ 7.260)

(2) 結論

MOFCOM によるその他レートに関する重要事実の開示は、AD 協定第 6.9 条に不整合ではない、

10. 公告の AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条との整合性

(1) 論点

MOFCOM は、最終決定の公告において、AD 協定第 12.2 条及び第 12.2 条の要求する事実を開示したか？

(2) 協定解釈及び事実認定

・AD 協定第 12.2.2 条により、調査当局は、最終決定の公告において、最終決定に重要な事実及び法令の認定及び結論の記述を含まなければならず、かつ、それは十分に詳細でなければならぬ。詳細性の程度は、利害関係人等をして、事実認定及び法解釈の適法性等を分析させるに十分であり、かつ、AD 協定第 13 条所定の司法審査の可否を考慮させるに十分なものでなければならぬ。(パラ 7.270)

・第 12.2.2 条所定の公告は、関連性 (relevance) の要求に従い、AD 措置を課す決定に論理的に適合する事実、法及び理由の開示をするものである。(China X ray パラ 7.458 及び 7.459 を引用) (パラ 7.270)

・AD 協定第 12.2.2 条は、AD 協定第 6.9 条所定の重要事実を全て含む必要はなく、基礎となるデータを含まなくて良い。(パラ 7.274)

・AD 協定第 12.2.2 条は、「理由」も開示対象に含んでいる。従って、なぜ最も高い個別マージンを他のマージンとして適用したのかという理由は、AD 協定第 6.9 条所定の重要事実には該当しないが、AD 協定第 12.2.2 条に基づいて公告での開示を要する。

(3) 結論

なぜ最も高い個別マージンを他のマージンとして適用したのかという理由を開示しなかった点においてのみ、AD 協定第 12.2.2 条に不整合である。(パラ 7.281)

11. 守秘義務の取扱いの AD 協定第 6.5 条との整合性

11.1 AD 申請書の附属文書について、AD 協定第 6.5 条所定の守秘義務と認める正当な理由 (good cause) が存在したか? (パラ 7.290)

(1) 協定解釈及び事実認定

・最終決定において、一部の附属文書についてのみ守秘とする理由が述べられており、その他の附属文書には理由が述べられていない。パネル段階において後出しで理由を付すことは認められない。(パラ 7.297 及び 7.298)

・パネルの審査は、公開された報告における当局の理由及び記録に基づいてなされる。(パラ 7.302)

(2) 結論

・AD 協定第 6.5 条に不整合である。

11.2 守秘とされた部分について、AD 協定第 6.5.1 条に基づいて十分な公開版概要

(non-confidential summary) が作成されたのか？ (パラ 7.304)

(1) 協定解釈及び事実認定

- ・複数の情報が守秘とされている場合には、それぞれの情報について概要の作成が必要である。(パラ 7.305)
- ・一部の守秘文書について、データの出所が十分に概要に記載されていない。(パラ 7.310)
- ・もともと守秘文書に情報の記載がなければ、その概要作成も必要ない。(パラ 7.313)
- ・概要の作成ができないこと理由の記述は存在しない。(パラ 7.326)

(2) 結論

一部の守秘情報について、概要が作成されるべきであったのに作成されなかったため、AD 協定第 6.5.1 条に不整合である。

12. 暫定措置の期間の整合性

(1) 論点

MOFCOM が暫定措置を 4 か月以上適用したことは、AD 協定第 7.4 条に整合するのか？

(2) 協定解釈及び事実認定

- ・AD 協定第 7.4 条の文言上、輸出者の申請がなければ暫定措置を 4 か月以上適用できない。(パラ 7.334)
- ・本件では輸出者の申請はなかった。(パラ 7.334)

(3) 結論

MOFCOM が輸出者の申請もなく暫定措置を 4 か月以上適用したことは、AD 協定第 7.4 条に不整合である。

13. 付随的主張

AD 協定違反は GATT 第 6 条違反ということにもなる。(パラ 7.336)

第 5 分析

1. EU 産品と中国産品の違いに対する妥当な考慮 (due allowance)

中国の AD においては、低級品、低級モデルを中心とする中国産品と、高級品、高級モデルを中心とする被調査産品との違いが問題になることが多い。本パネル報告では、その物理的特徴の違いについて、応訴企業がこれを主張する場合には、妥当な考慮を払わなければならないと判断している。これにより、中国のダンピングマージンの認定実務がある程度影響を受けると思われる。

2. 損害認定における量の差異、モデル間での価格影響の考慮の要求

上記のように、中国の AD においては、低級品、低級モデルを中心とする中国産品と、高級品、高級モデルを中心とする被調査産品との違いが問題になることが多い。その場合、国内産業は低級モデル（本件で Grade A）ばかり製造販売し、輸入産品は高級モデル（本件で Grade B 及び C）ばかり輸入されるという状況になる。そうすると、高級モデルの輸入が低級モデルに影響を与え得るのかという点が問題になるが、従来の中国 AD ではこの点についてほとんど分析をしておこななかった。本案件は、この点について分析を要求するものであり、今後の中国の損害認定実務に比較的大きな影響を与えるものと思われる。

3. その他マージン

中国のその他マージンの適法性については、過去の WTO 先例の立場が必ずしも統一されておらず、不明確な状況となっている。過去の案件でのその他マージンは最も高い個別マージンではなく、申請書記載のより高いマージンであり、かつ、質問状は WEB サイトに掲載されていなかった。しかしながら、本件では、最も高い個別マージンがその他マージンとなり、かつ、質問状は WEB サイトに掲載されている。本案件におけるその他マージンの手法について、AD 協定第 12.2 条所定の公告でその理由を記載する必要はあるものの、その他の点では AD 協定に違反しないと判断したことが本パネル報告の特徴の 1 つである。

この点、本パネル報告において、応訴登記をしなかった被調査企業に対する FA の適用が許容されると判断したことは理解できるが、「なぜ最高個別マージンの適用」が AD 協定第 6.9 条上認められるのかという点については、パネル報告において理由がはっきりしないようにも思われる。また、AD 協定第 6.9 条所定の重要事実の開示の範囲は AD 協定第 12.2 条所定の公告の範囲より広いといいながら、上記の理由については公告の範囲にのみ含まれるというのは不自然に思われる。さらに、重要事実の開示について、「方法」は事実でなくても防御のために必要なので開示を要するが、「理由」は事実でないので開示を要しないというのは、理由として一貫していないように思われる。

4. パネル段階における主張の後出しの禁止

本パネル報告は、いくつかの中国の反論を退ける際に、当該反論はパネル段階で初めて主張されるものであり、最終決定等で記載されていなかったため、考慮されないと述べている。確かに、主張の後出しを認める場合には、調査当局がパネル段階でいかようにも理由を付すことができってしまう。従って、パネルの基本的な姿勢は妥当なものといえる。ただし、秘密文書が守秘である理由についても後出しが禁止されたことからすると、当局は、全ての守秘文書について、細かく守秘とした理由を最終決定に記載しなければならないことになるのではないかとと思われる。もしそうであれば、調査当局にとって、かなりの事務負担になるのではないかと予想される。

以上